

第1号様式（第7条関係）

葛飾区高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費等助成金
対象講座指定申請書兼同意書

年 月 日

申請者 住 所
氏 名
電話番号

葛飾区長 宛て

下記の講座の受講に当たり、同意事項を承諾した上で、葛飾区高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費等助成金の対象となる講座としての指定を申請します。

なお、受講者は高等学校卒業生、大学入学資格検定合格者、高卒認定試験合格者等の大学入学資格を有していません。

①助成対象者 (受講費用等を負担し、助成金の交付を申請する方)	氏名	フリガナ ----- (〒 -)	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生(歳)
	住所	(〒 -)	電話番号	
②受講者 (助成対象者と同じ場合記入不要)	氏名	フリガナ ----- (〒 -)	生年月日	昭和・平成・令和 年 月 日生(歳)
	住所	(〒 -)	電話番号	
③受講施設の名称				
④講座の名称				
⑤講座の種類	通信制 ・ 通学 ・ 通学及び通信制の併用 ・ 無料塾			
⑥受講科目	・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____ ・ _____			
⑦試験を免除できる科目				
⑧受講期間(予定)	年 月 日 ~ 年 月 日 (受 講 開 始 日)			
⑨所要費用(予定)	補助対象費用	入学料	円、受講料	円
	補助対象外費用	その他	円	円
⑩過去の助成金交付の有無	②受講者は、過去に葛飾区高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費等助成金の交付を受けたことがある・ない。			

(同意事項)助成対象者の世帯に関する住民基本台帳及び母子・父子自立支援プログラムについて、助成対象講座の指定の審査に必要な範囲で公簿等により確認することについて同意します。

(注意)

- 1 助成金の対象となるのは、受講者が受講しようとする助成講座について支払う入学金及び受講料（購入必須の教材等に要する費用を含む）や受験料とします。（希望により行われる講座や希望により提供される教材等に要する費用を除きます。以下同じです。）また、無料塾に通う方は、助成講座を受講するに当たって必要な教材費や交通費（自宅から無料塾までの経済的かつ合理的な経路）や受験料とします。
- 2 助成金の額は、次の各号に定める額とし、予算の範囲内で支給します。（1円未満切捨て）
 - (1) 通信制の助成講座
 - ア 受講開始時給付金 受講者が助成講座を受講するために、助成対象者が支払った費用の40%に相当する額とします。ただし、上限額は100,000円とし、4,000円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとします。
 - イ 受講修了時給付金 受講者が助成講座を受講するために、助成対象者が支払った費用の50%に相当する額からアの受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額とします。ただし、上限額はアの受講開始時給付金と合計して125,000円とし、4,000円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとします。
 - ウ 合格時給付金 受講者が助成講座を受講するために、助成対象者が支払った費用の10%に相当する額とします。ただし、上限額はアの受講開始時給付金とイの受講修了時給付金と合計して150,000円とします。
 - エ 受験料給付金 受講者が高卒認定試験を受験するために、助成対象者が支払った受験料の全額とします。ただし、高卒認定試験に合格した際の受験料に限りです。
 - (2) 通学又は通学及び通信制併用の助成講座
 - ア 受講開始時給付金 受講者が助成講座を受講するために、助成対象者が支払った費用の40%に相当する額とします。ただし、上限額は200,000円とし、4,000円を超えない場合は受講開始時給付金の支給は行わないものとします。
 - イ 受講修了時給付金 受講者が助成講座を受講するために、助成対象者が支払った費用の50%に相当する額からアの受講開始時給付金として支給した額を差し引いた額とします。ただし、上限額はアの受講開始時給付金と合計して250,000円とし、4,000円を超えない場合は受講修了時給付金の支給は行わないものとします。
 - ウ 合格時給付金 受講者が助成講座を受講するために、助成対象者が支払った費用の10%に相当する額とします。ただし、上限額はアの受講開始時給付金とイの受講修了時給付金と合計して300,000円とします。
 - エ 受験料給付金 受講者が高卒認定試験を受験するために、助成対象者が支払った受験料の全額とします。ただし、高卒認定試験に合格した際の受験料に限りです。
 - (3) 無料塾の助成講座
 - ア 受験料給付金 受講者が高卒認定試験を受験するために、助成対象者が支払った受験料の全額とします。ただし、高卒認定試験に合格した際の受験料に限りです。
 - イ 教材費給付金 受講者が無料塾で学習するために、助成対象者が必要な教材の購入に支払った費用の60%に相当する額とします。ただし、上限額は1科目当たり1,300円とします。
 - ウ 交通費給付金 受講者が無料塾で学習するために、助成対象者が支払った交通費の全額とします。ただし、公共交通機関を利用して、自宅から当該無料塾までの経済的かつ合理的な交通経路を対象とし、上限金額は1日当たり1,000円とします。
- 3 指定申請書に記載された受講開始日や所要費用（予定）については、受講施設に確認をした内容で通知します。
- 4 免除できる科目とは、過去に高等学校で免除に必要な単位を修得している科目、過去に高卒認定試験で一部科目に合格している科目等です。
- 5 所要費用については、受講開始後又は受講修了後に受講施設より証明された金額に基づき交付額を算定することとなります。
- 6 助成講座の指定後、受講を取りやめた場合又は受講の途中でやめた場合は、必ず申請した窓口はその旨を報告してください。
- 7 各助成金の交付を受ける際には、あらためて「葛飾区高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費等助成金交付申請書兼同意書（第4号様式）」に添付書類を付けて交付申請手続を行うことが必要です。

(添付書類)

- 1 助成対象者と受講者の住民票の写し
- 2 葛飾区高等学校卒業程度認定試験合格支援講座受講費等助成金法定代理人同意書（第2号様式）（助成対象者が18歳未満の場合に限る。）
- 3 助成対象者の法定代理人であることを証する書類（助成対象者が18歳未満の場合に限る。）
- 4 助成対象者及び受講者が母子・父子自立支援プログラム等の支援を受けているひとり親家庭に属する者の場合は、当該ひとり親家庭の親及びその児童の戸籍謄本又は抄本及び世帯全員の住民票の写し並びに母子・父子自立支援プログラムの写し等の自立に向けた支援を受けていることを証する書類
- 5 当該講座のパンフレット等、講座内容が記載された資料（ただし、講座を開講した受講施設が発行したものに限る。）
- 6 その他区長が必要と認める書類